

社会福祉法人厚生会 一般事業主行動計画

行動計画の掲載日 令和4年4月1日

計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日

社会福祉法人厚生会は「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づき、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように一般事業主行動計画を策定する。

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

目標1 女性の育児休業取得率100%を推進する。

《対策》

法人HP等において、当法人の育児休業等の取得についての考え方を社内外にPRすること等により、育児休業を取得しやすい環境づくりを推進する。

目標2 男性の子育て目的の7日以上 of 休暇取得を促進する。

《対策》

制度や規則を、施設管理者より各職員に周知し、男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを推進していく。また、新制度である出生時育児休業についても男性が取得しやすい環境を構築していく。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

目標1 管理職に占める女性比率30%以上を維持する。

《対策》

- ・キャリアパス規定に基づき、職員の成長を支援し、将来の管理職を育成する。
- ・ジョブローテーションや運営事業所間の移動機会を設ける等にて法人内のキャリア蓄積を推進する。